

## 議案第 64 号

### 伊賀市下水道条例等の一部改正について

伊賀市下水道条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 4 年 6 月 6 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

### 記

#### 伊賀市下水道条例等の一部を改正する条例

(伊賀市下水道条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市下水道条例(平成 16 年伊賀市条例第 219 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「それぞれ」を削り、同条第 17 号を削り、同条第 18 号中「、これ」を「これ」に改め、同号を同条第 17 号とする。

第 3 条中「使用が開始された場合、排水設備設置義務者は、遅滞なく」を「供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から 3 年以内に当該」に改める。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

(1) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道の公共ますその他の排水施設又は他の排水設備(以下この条において「公共ます等」という。)で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。

第 4 条第 3 号の表以外の部分中「排水管の内径」の次に「及び勾配」を加え、「排水渠」を「排水<sup>きよ</sup>渠」に、「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「中欄」に改め、同号の表中「こう配」を「勾配」に改め、同条第 4 号の表以外の部分中「排水管の内径」の次に「及び勾配」を加え、「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「中欄」に改め、同号の表中「こう配」を「勾配」に改める。

第 5 条第 1 項中「その」を「、その」に、「申請書」を「ところにより、申請書」に改め、同条第 2 項中「申請者」を「規定により申請書等を提出した者」に、「その」を「、その」

に、「書面」を「書面」に改める。

第7条第1項中「ついて」の次に「、管理者が指定する職員の」を加え、同条第2項中「をした場合において」を「の結果」に、「検査済証」を「、検査済証」に改める。

第8条第1項中「使用し、公共下水道に」を「使用して公共下水道に下水を」に改め、「上下水道事業管理規程で定めるところにより」を削る。

第9条第3項中「おいては」を「おいて」に、「その排水基準」を「、その排水基準」に改める。

第10条第1項中「の各号」を削り、「設けてこれ」を「設け、又は必要な措置」に改め、同条第3項中「適用し」を「、適用し」に改める。

第11条第1項後段を削り、同条第2項に後段として次のように加える。

除害施設等管理責任者を変更した場合も、同様とする。

第14条第1項本文中「再開した」を「再開しようとする」に、「遅滞なくその旨」を「あらかじめ、その旨」に改め、同条第2項中「第12条の3」を「第11条の2、第12条の3」に改める。

第15条の見出し中「及び算定方法」を削り、同条第1項中「市」を「管理者」に改め、「別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定めるところにより」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 使用料は、隔月又は毎月の定例日現在により算定し、定例日が隔月の場合にあつては2月分をまとめて、定例日が毎月の場合にあつては1月分を納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。この場合において、定例日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 水道水に係る汚水を排除する場合 量水器の検針日

(2) 水道水以外に係る汚水を排除する場合 使用水量の認定日

第15条第3項中「下水道」を「公共下水道」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 使用料は、管理者が別に定める期限までに納入しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において管理者が必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出

があったときその他管理者が必要と認めたときに行う。

第15条に次の1項を加える。

- 6 使用料は、使用者が施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は休止中のものを再開する日がその月の途中であっても、これを徴収する。

第15条の次に次の2条を加える。

(使用料の算定方法)

第15条の2 使用料の額は、1月当たりの定額（以下「基本使用料」という。）と毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ算出する額（以下「従量使用料」という。）の合計額とする。

- 2 基本使用料の額は、1,650円とし、従量使用料の額は、次の表に定めるところにより算定した額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

排除した汚水1立方メートル当たりの使用料の額	
1立方メートルから10立方メートルまでの分	143円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	209円
20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	231円
30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	242円
100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	264円
200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	286円
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	308円
1,000立方メートルを超える分	319円

- 3 第1項の使用者が排除した汚水の量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、定例日が隔月であるときは、排除した汚水の量は、各月において均等に排出したものとみなす。

- (1) 水道水を使用した場合 水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合 使用水量を計測することができる機器（以下「計測機器」という。）により計測された水量とする。ただし、計測機器がないときは、管理者が定めるところにより、管理者が認定する。

4 前項の規定にかかわらず、使用者がその営業等に伴い使用する水量とその営業等に伴い排除する汚水の量とが異なるものを営む場合は、管理者は、使用者に計測装置を取り付けさせ、その使用月に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を提出させるものとし、その申告書の記載内容を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(使用の態様の変更に係る届出)

第15条の3 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除しようとするとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があるときその他使用の態様を変更しようとするときは、管理者が定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

第19条第1号中「排水渠<sup>きよ</sup>」を「排水渠」に改める。

第22条第4号中「前3号」の次に「に定めるもの」を加え、同条第6号中「前号」の次に「に定めるもの」を加える。

第23条第1項中「者は」の次に「、管理者が定めるところにより」を加え、「同様」を「、同様」に改める。

第24条中「物件の」を「物件で」に改める。

第26条中「同様」を「、同様」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

第28条中「第26条の規定による許可」を「第26条第1項の許可（同条第2項の規定により当該許可とみなされる法第24条第1項の許可を含む。以下同じ。）」に、「譲渡又は」を「譲渡し、又は」に改める。

第29条第1項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同項第1号中「虚偽」を「偽り」に、「不正な」を「不正の」に改める。

第30条第1項中「第26条の占用」を「第26条第1項」に改め、「公共下水道」の次に「の施設」を加え、同条第2項中「前条の占用」を「第26条第1項」に改め、同条第3項中「、法」を「法」に改める。

第31条中「。以下「義務者」と」を「を」に、「同様」を「、同様」に改める。

第32条中「上下水道事業管理規程」を「、上下水道事業管理規程」に改める。

第34条中「第26条」を「第26条第2項」に改める。

第35条中「条例で」を「条例に」に改める。

第36条中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第5号及び第6号中「行わなかった」を「怠った」に改め、同条第9号中「、第23条若しくは第26条の規定による」を「若しくは第23条に規定する」に、「第5条第2項前段」を「第5条第2項本文」に、「第14条第1項」を「第14条第1項本文」に、「の規定による資料」を「に規定する資料若しくは第26条第1項に規定する占用許可願」に改める。

第37条中「詐欺」を「偽り」に、「行為」を「手段」に改める。

別表第1から別表第4までを削る。

(伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第3条中「それぞれ」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 使用者 汚水を施設に排除してこれを使用する者をいう。

第4条中「同様」を「、同様」に改める。

第5条を次のように改める。

(排水設備の設置義務)

第5条 施設の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から3年以内に当該排水設備を設置しなければならない。

第6条の次に次の1条を加える。

(排水設備の新設等に係る費用の負担)

第6条の2 排水設備の新設等の工事に要する費用は、当該排水設備を設置する者が負担するものとする。

2 排水設備の新設等の工事に伴い、市の施設に係る工事を行うことが必要な場合は、当該施設に係る工事に要する費用の全額を、当該排水設備を設置する者が負担するものとする。

第7条中「同様」を「、同様」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

(使用料の徴収及び算定方法)

第8条 使用料の徴収及び算定方法は、伊賀市下水道条例(平成16年伊賀市条例第219

号) 第 15 条及び第 15 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条例第 15 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項中「公共下水道」とあるのは、「施設」と読み替えるものとする。

(使用の態様の変更に係る届出)

第 9 条 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除しようとするとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があるときその他使用の態様を変更しようとするときは、管理者が定めるところにより、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。

第 10 条を削り、第 11 条を第 10 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(資料の提出)

第 11 条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

第 12 条中「に規定する」を「の規定による」に、「加入しようとする者（以下「新規加入者」という。）」を「使用者となる者」に改める。

第 14 条第 1 項第 2 号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第 2 項中「詐欺」を「偽り」に改め、同条を第 17 条とする。

第 13 条を第 16 条とし、第 12 条の次に次の 3 条を加える。

(損傷負担金)

第 13 条 管理者は、施設を損傷した行為により必要を生じた補修工事に要する費用については、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(排水設備等の検査)

第 14 条 管理者は、施設の機能及び構造を保全し、又は施設からの放流水の水質を国の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして他人の土地に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめその居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(他人の土地の立入り又は一時使用)

第 15 条 管理者が命じた者又は管理者の委任を受けた者は、施設に関する調査、測量若

しくは工事又は施設の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前又は日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聴かななければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 管理者は、第1項の規定による立入り又は一時使用によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をしなければならない。また、当該補償については、管理者と当該損失を受けた者とが協議しなければならない。

別表第1及び別表第2を削る。

(上野新都市産業污水处理施設の管理に関する条例の一部改正)

第3条 上野新都市産業污水处理施設の管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第221号)の一部を次のように改正する。

第2条中「それぞれ」を削る。

第4条中「同様」を「、同様」に改める。

第6条中「排水施設を」を「排水施設の」に、「新設等」を「排水施設の新設等」に、「しよう」を「をしよう」に、「承認」を「、承認」に改める。

第7条第1項中「当該」を「、当該」に改め、同条第2項中「新設等の」を「排水施設の新設等に係る」に改め、同条第3項中「第1項の」の次に「規定により使用者の負担と

する」を加え、「ものとする」を削る。

第8条中「開始、休止、廃止又は」を「開始し、休止し、廃止し、又は」に、「管理者」を「、管理者」に、「同様」を「、同様」に改める。

第9条第1項中「市」を「管理者」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「毎月」を「隔月又は毎月の」に、「その日の属する月分として、納入通知書」を「定例日が隔月の場合にあっては2月分をまとめて、定例日が毎月の場合にあっては1月分を納入通知書」に改め、「、集金」及び「2月分をまとめて」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の定例日は、管理者が別に定める。

第9条第4項中「の規定による」を「に規定する」に、「さかのぼって」を「遡って」に改め、同条第5項中「休止又は」を「休止し、又は」に、「の規定による」を「に規定する」に改める。

第10条第1項中「額は」の次に「、基本使用料の額と超過使用料の額の合計額とし」を加え、同条第2項中「使用者」を「前項の使用者」に改め、「の算定」を削り、「次に」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、定例日が隔月であるときは、排除した汚水の量は、各月において均等に排出したものとみなす。

第10条第2項第1号中「場合は、水道」を「場合 水道」に改め、同項第2号中「場合は、その」を「場合 その」に改め、同項第3号を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、使用者がその操業に伴い使用する水量とその操業に伴い排除する汚水の量とが異なるものを営む場合は、管理者は、使用者に計測装置を取り付けさせ、その使用月に排除した汚水の量及びその算出根拠を記載した申告書を提出させるものとし、その申告書の記載内容を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

第10条の次に次の1条を加える。

(使用の態様の変更に係る届出)

第10条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除しようとするとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があるときその他使用の態様を変更しようとするときは、管理者が定めるところにより、あらかじめその旨を管理者に届け出な



なければならない。

第12条中「に規定する」を「の規定による」に、「加入しようとする」を「使用者となる」に、「管理者」を「、管理者」に、「承認」を「、承認」に改める。

第13条中「必要な」を「、必要な」に改める。

第14条の見出しを「(罰則)」に改め、同条第1項中「に対して5万円」を「は、5万円」に、「を科することができる」を「に処する」に改め、同項第2号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第2項中「詐欺」を「偽り」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分	排除した汚水の量	金額
基本使用料	200立方メートルまでの分	月額7,700円
超過使用料	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	1立方メートル当たり46円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	1立方メートル当たり53円
	1,000立方メートルを超える分	1立方メートル当たり61円

(伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「合併浄化槽」を「浄化槽」に、「改正前の伊賀市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例」を「この条例」に改め、同条第3項及び第4項中「合併浄化槽」を「浄化槽」に改める。

第4条中「合併浄化槽」を「浄化槽」に改める。

第5条を次のように改める。

(使用料の徴収及び算定方法)

第5条 使用料の徴収及び算定方法は、伊賀市下水道条例(平成16年伊賀市条例第219号)第15条及び第15条の2の規定を準用する。この場合において、同条例第15条第1項、第4項及び第5項中「公共下水道」とあるのは、「浄化槽」と読み替えるものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

(使用の態様の変更に係る届出)

第5条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除しようとするとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があるときその他使用の態様を変更しようとするときは、管理者が定めるところにより、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。

第7条及び第8条中「合併浄化槽」を「浄化槽」に改める。

第9条第1項中「合併浄化槽」を「浄化槽」に改め、同条第2項中「市」を「管理者」に、「合併浄化槽」を「浄化槽」に改める。

第10条の見出し中「住宅所有者の」を削り、同条第1項中「住宅所有者の」の次に「浄化槽の使用者たる」を加え、「納付すべきもの」を「納付すべき使用料」に改め、同条第2項中「、地位」を「浄化槽の使用者たる地位」に改める。

第12条第2項中「詐欺」を「偽り」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の伊賀市下水道条例第15条及び第15条の2の規定、第2条の規定による改正後の伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例第8条の規定、第3条の規定による改正後の上野新都市産業汚水処理施設の管理に関する条例第9条、第10条及び別表の規定並びに第4条の規定による改正後の伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例第5条の規定は、令和5年2月以後の月分の使用料について適用し、同月前の月分の使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、伊賀市下水道条例（以下この項において「下水道条例」という。）第2条第4号に規定する公共下水道の令和5年2月から令和10年3月までの月分の使用料（令和5年2月1日以後に公共下水道の使用を開始し、又は再開した場合の使用料を除く。）の額は、この条例による改正後の下水道条例の規定により算定したその月分の使用料（以下「改正後下水道使用料」という。）の額から、改正後下水道使用料の額からこの条例による改正前の下水道条例の規定を適用して算定したその月分の使用料の額（以下「改正前下水道使用料」という。）を減じて得た額に4分の3（令和6年4月分から令和8年3月分までの使用料の算定については2分の1と、令和8年4月分から令和10

年3月分までの使用料の算定については4分の1とする。) を乗じて得た額を控除した額 (1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とする。ただし、改正後下水道使用料の額が改正前下水道使用料の額を下回るときは、改正後下水道使用料の額に改正前下水道使用料の額から改正後下水道使用料の額を減じて得た額に4分の3 (令和6年4月分から令和8年3月分までの使用料の算定については2分の1と、令和8年4月分から令和10年3月分までの使用料の算定については4分の1とする。) を乗じて得た額を加算した額 (1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とする。

4 第2項の規定にかかわらず、伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例 (以下この項において「農業集落排水処理施設等条例」という。) 第1条に規定する施設の令和5年2月から令和10年3月までの月分の使用料 (令和5年2月1日以後に施設の使用を開始し、又は再開した場合の使用料を除く。) の額は、この条例による改正後の農業集落排水処理施設等条例の規定により算定したその月分の使用料 (以下「改正後施設使用料」という。) の額から、改正後施設使用料の額からこの条例による改正前の農業集落排水処理施設等条例の規定を適用して算定したその月分の使用料 (以下「改正前施設使用料」という。) の額を減じて得た額に4分の3 (令和6年4月分から令和8年3月分までの使用料の算定については2分の1と、令和8年4月分から令和10年3月分までの使用料の算定については4分の1とする。) を乗じて得た額を控除した額 (1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とする。ただし、改正後施設使用料の額が改正前施設使用料の額を下回るときは、改正後施設使用料の額に改正前施設使用料の額から改正後施設使用料の額を減じて得た額に4分の3 (令和6年4月分から令和8年3月分までの使用料の算定については2分の1と、令和8年4月分から令和10年3月分までの使用料の算定については4分の1とする。) を乗じて得た額を加算した額 (1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とする。

5 第2項の規定にかかわらず、上野新都市産業污水处理施設の管理に関する条例 (以下この項において「産業污水处理施設条例」という。) 第1条に規定する処理施設の令和5年2月から令和10年3月までの月分の使用料 (令和5年2月1日以後に処理施設の使用を開始し、又は再開した場合の使用料を除く。) の額は、この条例による改正後の産業污水处理施設条例の規定により算定したその月分の使用料 (以下「改正後処理施設使用料」という。) の額から、改正後処理施設使用料の額からこの条例による改正前の産業污水处理施設条例の規定を適用して算定したその月分の使用料 (以下「改正前処理施設使用料」と

いう。)の額を減じて得た額に4分の3(令和6年4月分から令和8年3月分までの使用料の算定については2分の1と、令和8年4月分から令和10年3月分までの使用料の算定については4分の1とする。)を乗じて得た額を控除した額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、改正後処理施設使用料の額が改正前処理施設使用料の額を下回るときは、改正後処理施設使用料の額に改正前処理施設使用料の額から改正後処理施設使用料の額を減じて得た額に4分の3(令和6年4月分から令和8年3月分までの使用料の算定については2分の1と、令和8年4月分から令和10年3月分までの使用料の算定については4分の1とする。)を乗じて得た額を加算した額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 6 第2項の規定にかかわらず、伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例(以下この項において「合併処理浄化槽条例」という。)第2条第1項に規定する浄化槽の令和5年2月から令和10年3月までの月分の使用料(令和5年2月1日以後に浄化槽の使用を開始し、又は再開した場合の使用料を除く。)の額は、この条例による改正後の合併処理浄化槽条例の規定により算定したその月分の使用料(以下「改正後合併浄化槽使用料」という。)の額から、改正後合併浄化槽使用料の額からこの条例による改正前の合併処理浄化槽条例の規定を適用して算定したその月分の使用料(以下「改正前合併浄化槽使用料」という。)の額を減じて得た額に4分の3(令和6年4月分から令和8年3月分までの使用料の算定については2分の1と、令和8年4月分から令和10年3月分までの使用料の算定については4分の1とする。)を乗じて得た額を控除した額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、改正後合併浄化槽使用料の額が改正前合併浄化槽使用料の額を下回るときは、改正後合併浄化槽使用料の額に改正前合併浄化槽使用料の額から改正後合併浄化槽使用料の額を減じて得た額に4分の3(令和6年4月分から令和8年3月分までの使用料の算定については2分の1と、令和8年4月分から令和10年3月分までの使用料の算定については4分の1とする。)を乗じて得た額を加算した額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。